

法律問題

— 相続を拒否することもできる? —

Q A さん（55歳女性）「先日父が亡くなりました。父にどのような遺産があるのか把握できていないのですが、借金も相当抱えていたようです。どうすればよいでしょうか？」

人が亡くなった場合、原則として亡くなった方（被相続人）の持っていた財産の一切を、相続人が受けつぐことになります（このことを相続と言います。）。しかし、相続する財産の中には、不動産や預金などのプラスの財産だけでなく、借金のようなマイナスの財産も含まれている場合があります、ときには、マイナスの財産がプラスの財産を上回ってしまう場合もありえます。

そのような場合に備えて、相続人には相続財産を受けつぐことを拒否する自由も認められています。これが相続放棄の制度です。相続放棄の制度を利用した場合、その人は初めから相続人にはならなかったものとして扱われます。相続放棄の手続きについては、被相続人の死亡の事実を知ったときから3か月以内に、家庭裁判所に書類を提出する方法によって行うことになっています。

プラスの財産よりマイナスの財産の方が明らかに多い場合には、相続放棄をした方がよいかもしれません。相続放棄には3か月の期限が設けられていますので、早めに手続きを行うようにしましょう。

法テラス高森法律事務所



阿蘇世界文化遺産リレーコラム ～守っていききたいわがまちの景観と人々～

今月から阿蘇世界文化遺産リレーコラムは、テーマを変更して連載を行います。

コラム第9回

「守っていききたいわがまちの景観と人々」

担当：熊本県

現在熊本県や阿蘇郡市7市町村で構成される阿蘇世界文化遺産登録推進協議会では、阿蘇の世界文化遺産登録に向けて様々な取り組みを行っています。

阿蘇の価値を形作っている大事なものの一つは、『阿蘇に住む皆さんが作り上げてきた景観』であり、例えば野焼きを行う広大な草原を代表とした土地の使い方といったものも含まれます。

普段生活する中で当たり前と思っていた景観の価値について知ってもらうことによって、阿蘇の景観を世界文化遺産として守っていくという思いを、これまで以上に持っていただけるのではないかと考えています。

次回から、各市町村が『守っていききたいわがまちの風景と人々』として様々な景観を紹介していきます！

「世界遺産こぼれ話」Vol.1

今月から、世界遺産に関係する様々なトピックスを熊本県が担当し紹介していきます。

先般、新聞等でも報道されましたが、『富士山』の世界文化遺産登録がほぼ確実なものとなりました。それは自然環境だけではなく、古来からの富士山信仰や国外に影響を与えた芸術が、世界において顕著な普遍的価値であるとして評価されたものです。

『阿蘇』の世界文化遺産登録活動においても、学術研究・文化財指定・国内外への広報啓発活動により、阿蘇の持っている価値をより一層磨き上げることが必要だと考えています。



◆次回のコラムは、阿蘇市が担当します。